本文

旧	新
第４条（利用契約の単位） 　当社は、第 21 条第１項にいうログイン ID 一つ毎に、本サービスの利用契約を締結します。	第４条（利用契約の単位） 　当社は、契約者からの本サービスの申込み１件ごとに、本サービスの利用契約を締結します。
第 21 条（情報の管理） 　当社は、契約者に対して、契約者が三通テレコム OPS にアクセスし、自ら本サービスの細目の申し込み、利用内容の確認、及び変更申込等を行うためのウェブサイト（以下「カスタマーコントロール画面」といいます。）を提供します。契約者は、当社が契約者に割り当てるカスタマーコントロール画面を利用するために必要なログイン ID 及びそのパスワード（以下「ログイン ID 等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。	第 21 条（情報の管理） 　当社は、契約者に対して、契約者が三通テレコム OPS にアクセスし、自ら本サービスの細目の申込み、利用内容の確認、及び変更申込等を行うためのウェブサイト（以下「カスタマーコントロール画面」といいます。）を提供する場合があります。この場合において、当社は、カスタマーコントロール画面を利用するために必要なログイン ID 及びそのパスワード（以下「ログイン ID 等」といいます。）を契約者に付与するものとします。 ２　第１項に定めるカスタマーコントロール画面を当社が提供しない場合、契約者が本サービスを利用するにあたって必要となる契約者 CP の設定は、当社が契約者の依頼に基づき実施するものとします。この場合、契約者は当社に対し、設定内容を記載した電子ファイルを、当社が指定するメールアドレス宛てに電子メールで送信することにより、当社に当該設定の実施を依頼するものとします。 ３　前項の場合において、当社は、契約者に対し、契約者 CP に接続するために必要な情報（以下「接続情報」といいます。）を契約者に付与することがあります。この場合、当社は、接続情報を記載した電子ファイルを契約者の指定するメールアドレス宛てに電子メールに添付して送信することにより、契約者に通知するものとします。
２　契約者は、ログイン ID 等を第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡若しくは貸与してはならないものとします。	４　契約者は、第１項に定めるログイン ID 等又は第３項に定める接続情報を自己の責任において管理するものとし、第三者に使用させ、第三者と共有し、又は売買、譲渡若しくは貸与してはならないものとします。
３　ログイン ID 等の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。	５　前項に定めるログイン ID 等又は接続情報の使用上の過誤又は第三者による使用により契約者が被る損害については、契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

	附則（２０２６年１１月１９日 STS 編第１４号） （実施期日） 　この改正規定は、２０２６年１１月２０日から実施します。